

国立大学法人東京外国語大学世界展開力事業（EU）プログラム実行委員会規程

〔 令和元年 12 月 24 日 〕
〔 規 則 第 103 号 〕

（設置）

第 1 条 国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議規程（平成 27 年規則第 66 号）第 8 条に基づき、世界展開力事業（EU）プログラム実行委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、大学の世界展開力強化事業（EU）「歴史と公共圏を鍵概念として日欧相互理解を深める国際人材育成プログラム」（以下「プログラム」という。）に関わる次の事項を所掌する。

- (1) 交流プログラムに関すること。
- (2) 学生の受入れ、派遣に関すること。
- (3) その他委員会において必要と認めたこと。

2 委員会は、前項の事項について、教育アドミニストレーション・オフィス会議及び総合戦略会議に報告し、重要事項については、その承認を得るものとする。

（組織）

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育アドミニストレーション・オフィス世界展開力（EU）WG 構成員
- (2) その他次条に規定する委員長が必要と認める者

2 前項第 2 号に規定する委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第 1 項第 1 号の WG 長をもって充て、副委員長は、委員長の指名により選出する。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代行する。

（議事）

第 5 条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第 6 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（外部評価委員会）

第 7 条 委員会に外部評価委員会を置くことができる。

2 外部評価委員会に関する事項は、別に定める。

（作業部会）

第 8 条 委員会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会に関する事項は、委員会が定める。

(事務)

第 9 条 委員会の事務は、関係課等の協力を得て、総務企画部国際化拠点室において処理する。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和元年 12 月 24 日から施行し、令和元年 11 月 1 日から適用する。

2 この規程施行後、第 3 条第 1 項 2 号により最初に任命される委員の任期は、第 3 条第 2 項の規定に関わらず令和 3 年 3 月 31 日までとする。